

滋賀県基本構想（答申案）

平成26年10月2日
滋賀県基本構想審議会

目 次

はじめに

1 基本構想の性格	1
2 基本構想の構成	1
3 基本構想の計画期間	1

第1章 長期ビジョン編

第1 時代の潮流と課題	2
1 本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の進行	2
(1) 本格的な人口減少社会の到来	
(2) 少子化による生産年齢人口の大幅な減少	
(3) 高齢化による医療・介護需要の増大	
2 価値観の多様化とつながりの希薄化	4
3 暮らしを取り巻く状況の変化	4
(1) 全員参加型社会の必要性の高まり	
(2) 心身の健康に対する不安の高まり	
(3) 子どもを取り巻く課題と教育への期待の高まり	
(4) 文化芸術・スポーツによる地域活性化の期待	
4 経済のグローバル化と本県の産業の動向	7
(1) 経済のグローバル化	
(2) 本県の産業の動向と振興を図るべき産業	
(3) 様々な役割を担う農林水産業	
5 エネルギーをめぐる社会情勢の変化	8
6 複雑化・多様化する環境問題	8
(1) 地球温暖化の進行	
(2) 琵琶湖の環境の変化	
(3) 生物多様性の損失	
(4) 廃棄物の減量化・資源循環の推進	
7 新たな広域ネットワークの形成による人や「もの」の流れの変化	10
8 災害などへの不安を取り除く安全・安心な県土づくり	11
(1) 自然災害の多発と安全・安心に対する不安の高まり	
(2) 社会資本の老朽化	
(3) 身近な犯罪や事故の増加	
9 地方自治を取り巻く状況の変化	12
(1) 地方分権改革の進展	
(2) 増大する財政需要への対応	

第2 滋賀の強み

- 1 とともに地域を支え合う多彩な人 1 3
- 2 未来を創造する技術やノウハウ 1 3
- 3 誇りを高める歴史・文化 1 3
- 4 滋賀の発展を支える地の利 1 4
- 5 恵みをもたらす豊かな自然 1 4

第3 基本理念と5つの目指す姿

- 1 基本理念 1 5
- 2 5つの目指す姿 1 6
 - (1) 「ひと」
 - (2) 「地域の活力」
 - (3) 「自然・環境」
 - (4) 「県土」
 - (5) 「安全・安心」
- 3 基本構想の推進 2 1
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 重点政策の展開
 - (3) 各分野の部門別計画等の展開
 - (4) 進行管理

第4 行政経営方針 2 2

- 1 開かれた県政の推進と多様な主体との協働・連携
- 2 地方分権のさらなる推進
- 3 質の高い行政サービスの提供

第2章 重点政策編 2 3

- 1 子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現 2 5
- 2 すべての人に居場所と出番があり、最期まで充実した人生を送れる社会の実現 . . . 2 7
- 3 滋賀の強みを活かし、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造 . . . 2 9
- 4 琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現 . . . 3 1
- 5 豊かに実る美しい地域づくりと滋賀・びわ湖ブランドの発信 3 3
- 6 「文化とスポーツの力」を活かした元気な滋賀の創造 3 5
- 7 人や「もの」が行き交う活力ある県土づくりと安全・安心社会の実現 3 7

はじめに

1 基本構想の性格

「滋賀県基本構想」は、県政の総合的な推進のための指針となるものであり、各分野の部門別計画、ビジョンの基本となるものです。

県民や各種団体、企業などと理念を共有し、その実現に向けて、ともに取組を進めていただくための将来ビジョンでもあります。

2 基本構想の構成

この基本構想は、時代の潮流と課題を踏まえ、これからの滋賀を築いていくための基本理念を掲げ、一世代後となる平成52年(2040年)頃を展望し、長期的な視点から滋賀の目指す姿を明らかにする「長期ビジョン編」と、今後4年間に先駆的、重点的に取り組むべき政策を掲げる「重点政策編」で構成しています。

3 基本構想の計画期間

計画期間は、「重点政策編」の計画期間とし、平成27年度(2015年度)から平成30年度(2018年度)までの4年間とします。



第1章 長期ビジョン編

第1 時代の潮流と課題

平成23年(2011年)3月に「滋賀県基本構想」を策定し、滋賀の強みを活かした施策を展開してきましたが、本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の進行、東日本大震災等を契機とした大規模な地震災害とエネルギー政策などへの不安の高まり、これまでに経験したことのない異常気象による水害・土砂災害の恐れ、経済・社会のグローバル化の進行など、「滋賀県基本構想」策定後の本県を取り巻く情勢は大きく変化しており、時代の大きな転換期を迎えています。

その中で、さまざまな課題への対応が十分できていないことから、将来に対する不安が生じ、豊かさを実感することが阻害されています。

1 本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の進行

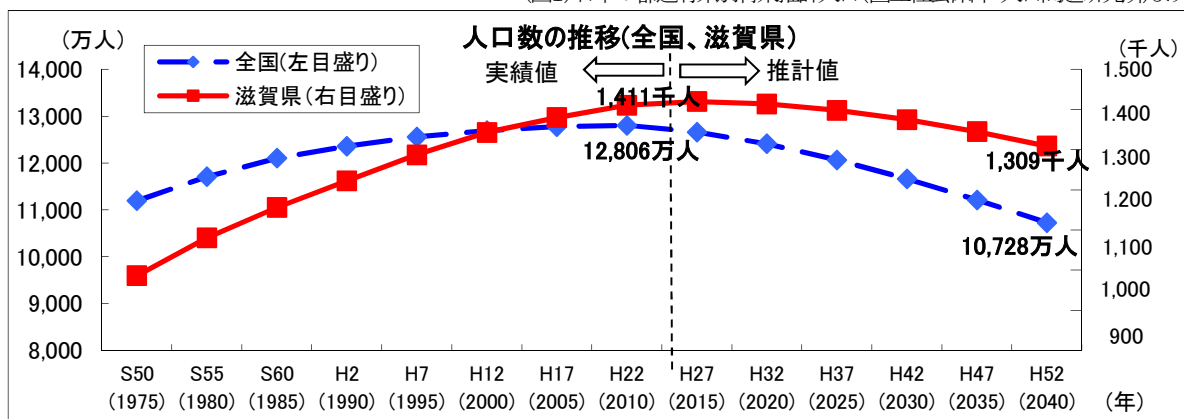
(1) 本格的な人口減少社会の到来

我が国は、平成17年(2005年)から1億2800万人前後で推移していた人口が、平成23年(2011年)から減少が続き、これまで世界に例がない速度で高齢化が進行する人口減少・超高齢社会が到来しています。

人口減少社会では、経済活動の低下、過疎化の進行、地域コミュニティの弱体化、防犯・防災力の低下、文化の維持継承と社会資本の適切な管理の困難化など多くの課題の顕在化が危惧されることから、人口減少と少子高齢化を前提とした経済・社会システムに見直していくことが必要となっています。

本県の人口は、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の推計によると、平成27年(2015年)前後に約142万人をピークに減少に転じ、平成52年(2040年)には約130.9万人になると予測されています。いよいよ本県でも人口減少社会が到来し、少子高齢化が一層進行します。

(図1) 日本の都道府県別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)より作成

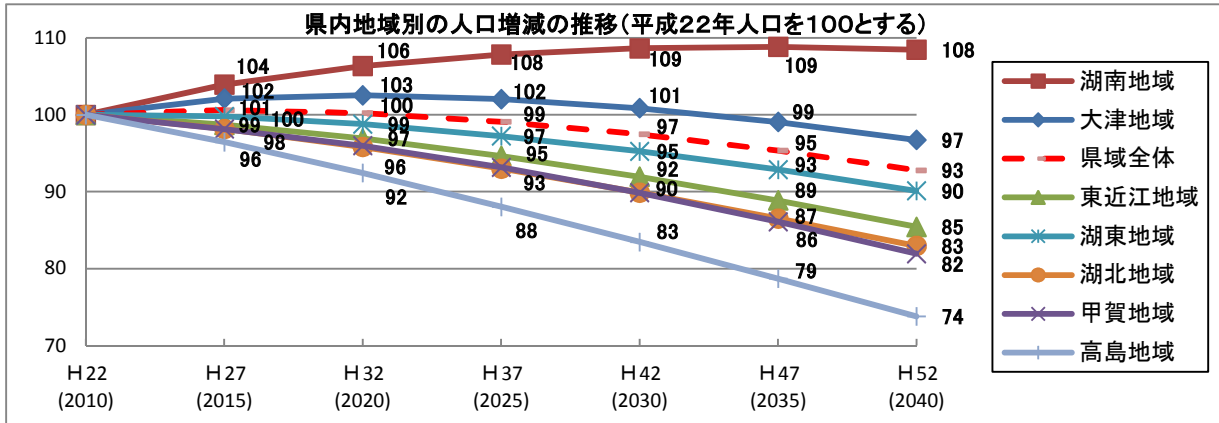


地域別に見ると、大津地域*1は平成32年(2020年)頃まで増加し、南部地域*1は平成47年(2035年)頃まで増加すると予測される一方、東近江地域、湖東地域、湖北地域、甲賀地域や高島地域*2では、既に人口減少に転じています。

*1 大津地域は大津市のこと、南部地域は津市・守山市・栗東市・野洲市のこと。

*2 東近江地域は近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町のこと、湖東地域は彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町のこと、湖北地域は長浜市・米原市のこと、甲賀地域は甲賀市・湖南市のこと、高島地域は高島市のこと。

(図2) 日本の都道府県別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)より作成

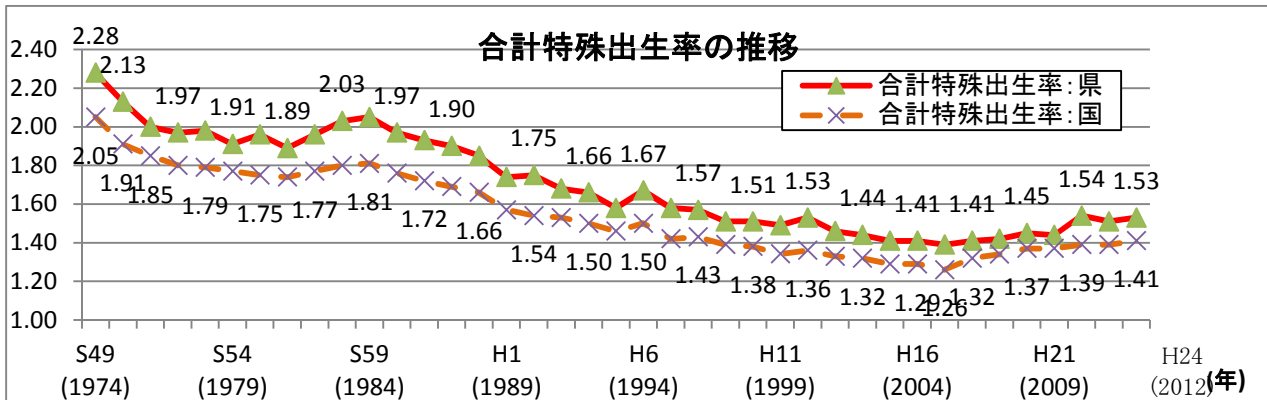


(2) 少子化による生産年齢人口の大幅な減少

本県の年少人口*1(人口割合)は、平成22年(2010年)に約21.1万人(15.0%)でしたが、平成52年(2040年)には約15.3万人(11.7%)まで大幅に減少し、生産年齢人口*2の減少が見込まれており、労働力の不足や県内需要の減少等による経済規模の縮小が危惧されます。

少子化の要因の1つとして、子どもを育てるための経済的な負担が重いことや、若者が定職に就けないこと、子育てと仕事を両立させるのが難しいことなど、子どもを生み育てる社会環境の整備が十分でないことがあげられます。

合計特殊出生率*3は、近年若干回復傾向にありますが、人口規模を維持できる2.07*4を大きく下回り、少子化がさらに進行することが懸念されます。(図3)人口動態調査:厚生労働省より作成



(3) 高齢化による医療・介護需要の増大

急速な高齢化により、平成22年(2010年)に約29.2万人(20.7%)だった本県の老年人口*5(人口割合)は、平成27年(2015年)には約34.4万人(24.2%)となり、超高齢社会*6が到来します。さらに平成52年(2030年)には約42.9万人(32.8%)と人口の3人に1人が65歳以上となり、そのうちの6割を75歳以上の高齢者が占めることとなります。高齢者の急激な増加や年間死亡者数の増加に伴う医療・介護需要の増大への対応が大きな課題となります。

核家族*7化に加え、少子高齢化、未婚率、離婚率等の上昇により、世帯規模は縮小傾向にあり、平成42年(2030年)には単独世帯*8が全世帯の3分の1を超え、特に高齢者単独世帯が大幅に増加する見込みです。このため、一人暮らしの高齢者や要介護認定者などを地域社会全体で見守る仕組みづくりが必要となってきます。

*1 年少人口: 0歳から14歳までの人口のこと。

*2 生産年齢人口: 15歳から49歳までの人口のこと。

*3 合計特殊出生率: 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生むとしたときの子どもの数。

*4 人口規模を維持できる2.07: 社人研の推計によると、日本が人口規模を維持するため必要とされる一人の女性が生む子どもの数。

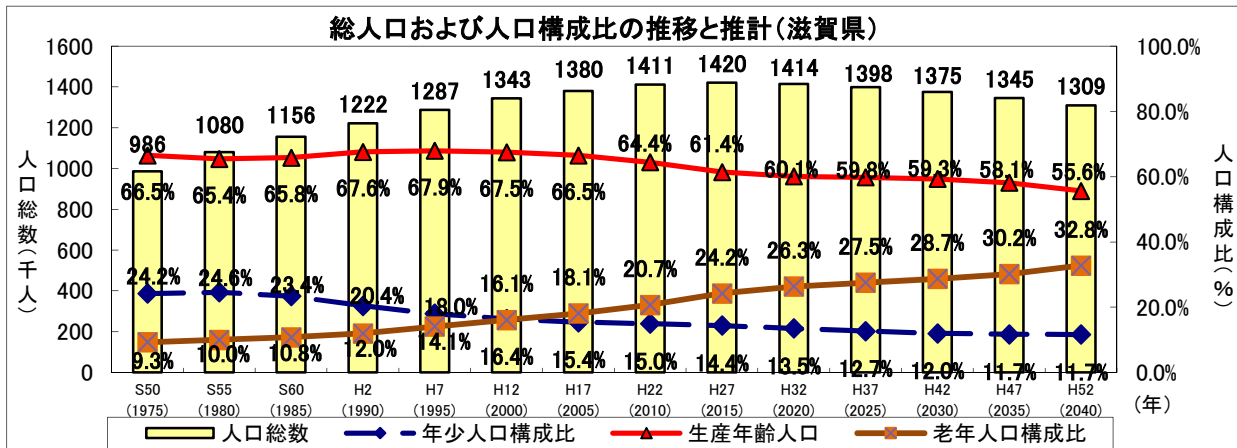
*5 老年人口: 65歳以上の人口のこと。

*6 超高齢社会: 65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会のこと。

*7 核家族: 夫婦と未婚の子、ひとり親と未婚の子、または夫婦のみで構成される家族のこと。

*8 単独世帯: 世帯人員が一人の世帯のこと。

(図4) 国勢調査(総務省)、日本の都道府県別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)より作成



2 価値観の多様化とつながりの希薄化

社会や経済の成熟に伴い、物質的な豊かさが一定充足される一方、精神的な豊かさを重視するなど人々の価値観は多様化しており、特に震災の発生を契機に、人と人、地域と人のつながりの大切さが再認識されています。

人口減少や少子高齢化が進行する中、農山漁村などの一部地域では、地域コミュニティの維持そのものが課題となっています。また、都市部では核家族化、単独世帯の増加等により、人と人のつながりが希薄化し、自治会など地域コミュニティへの加入率は低下傾向にあります。地域におけるつながりの希薄化が課題となっています。

その一方で、「社会のために役立ちたい」という意志を持つ人々は多く、NPO*1 やボランティアなど多様な主体による地域課題を自主的に解決する活動が展開され、自治会など地域コミュニティとの連携も期待されています。

ICT化*2に伴い、ツイッターやフェイスブックなどのSNS（ソーシャルネットワークサービス）が急速に普及しています。

3 暮らしを取り巻く状況の変化

(1) 全員参加型社会の必要性の高まり

若者は、他の年齢層と比べて完全失業率が高く、また、早期に離職する人が多い状況です。仕事が必要であることを学ぶキャリア教育や人材育成、就職活動支援の強化が必要です。

女性の労働力率*3は、結婚や出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」*4を描いています。また、管理的な職業に従事する者に占める女性の割合も全国平均より低く、女性の潜在的な力が十分発揮されていない状況です。働きたい女性が仕事と家庭を両立しながら働き続けることができ、能力を発揮できる環境整備が必要です。男性の働き方の見直しなど社会全体でワーク・ライフ・バランスの実現が求められています。

高齢者もライフスタイルや希望に応じて、いつまでも働き続けられる環境を整備することが求められています。また、障害者の働きたいという思いが十分に実現できていない状況にあります。

*1 NPO：民間非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、地域の諸課題の解決などを目的に公共的・社会的な公益活動を行う組織・団体。

*2 ICT化：コンピュータ、インターネット、携帯電話などを用いた情報処理と通信に関する技術およびその応用が進展すること。

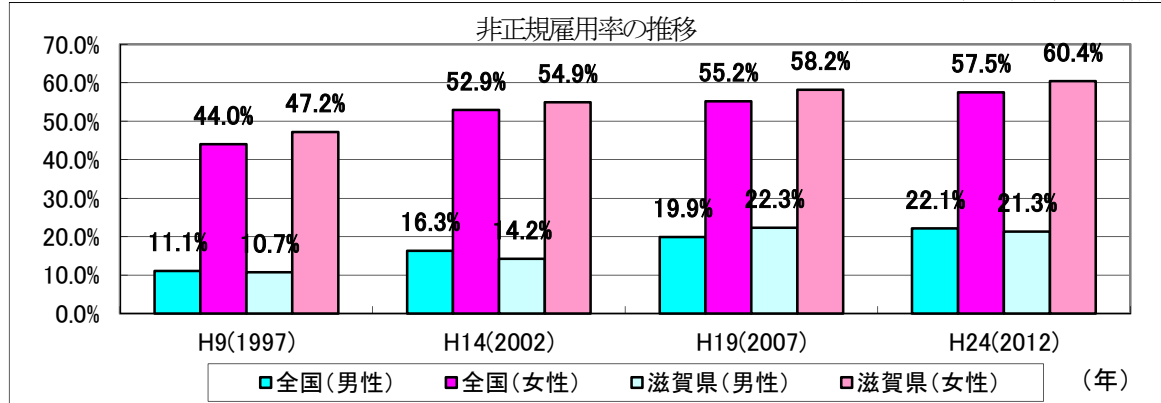
*3 労働力率：生産年齢人口(15歳以上人口)中に占める労働力人口(労働の意思と能力を持っている人口)の比率のこと。

*4 M字カーブ：女性の労働力率が、結婚・出産期の年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する状態のこと。

雇用形態の多様化に伴う非正規雇用の拡大により、「ワーキングプア」*1 と呼ばれる低賃金労働者が増加し、所得、さらには生活そのものについての格差の拡大、子どもの貧困率*1 の上昇が課題となっています。

人口減少社会を迎え、若者や女性、高齢者、障害者、外国人など誰もが活躍できる場があり、働き続けられる環境を整備し、全員参加型社会の実現が求められています。

(図5) 就業構造基本調査(総務省)より作成



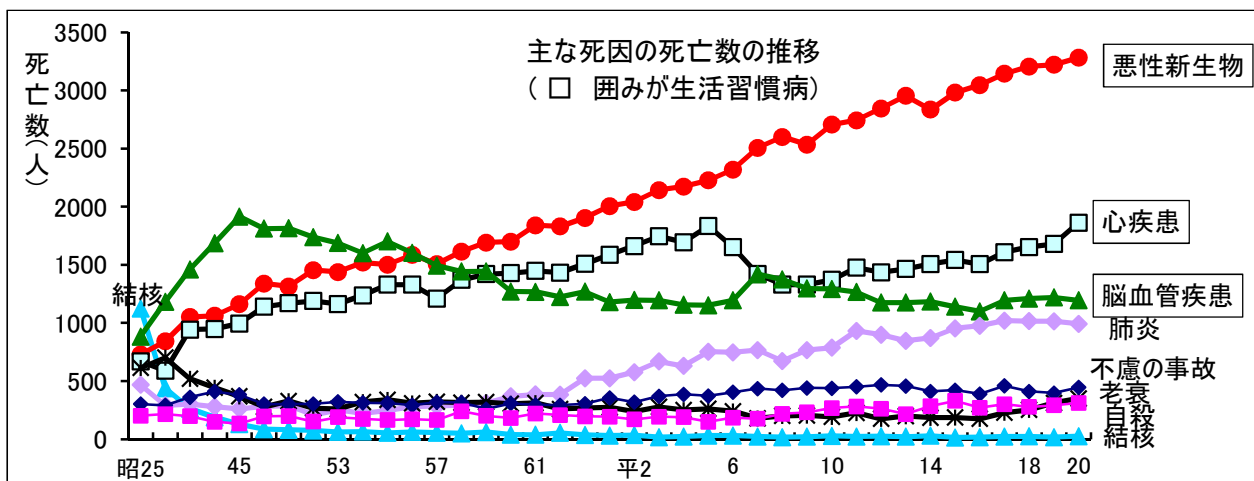
(2) 心身の健康に対する不安の高まり

ライフスタイルや食生活の変化に伴い生活習慣病*2が増加しており、死亡者数の約6割を占めています。平均寿命は男女ともに全国平均を上回っていますが、女性の健康寿命は全国最下位となるなど、県民の健康維持に課題があります。

医師数は増加していますが、依然として全国平均を下回っており、病院の常勤医師の不足や救急医療体制に課題があるほか、診療科目の偏在、さらに高齢化の進行に伴う医療・介護需要の増大など、医療・介護のセーフティネットへの不安があります。

本県の年間自殺者数は年間300人前後で推移しており、こころの健康づくりやそれぞれのケースに応じた支援など総合的な自殺対策が必要です。

(図6) 人口動態統計(厚生労働省)より作成



(3) 子どもを取り巻く課題と教育への期待の高まり

核家族化やICT化の進展など子どもを取り巻く状況が大きく変化する中、子どものたくましく生きる力を育むことが求められています。

*1 ワーキングプア：正社員としてもしくは正社員並みに働いても、生活保護の水準以下の収入しか得られない就労層のこと。

*2 子どもの貧困率：平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子供の割合のこと。

*3 生活習慣病：食事習慣、運動習慣、喫煙および飲酒などの好ましくない生活習慣の積み重ねが原因となっておこる疾患の総称。糖尿病、高脂血症、虚血性心疾患など。

全国学力・学習状況調査では全国平均を下回る傾向が続いており、基礎的・基本的な知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力の育成、学習意欲の向上や学習習慣の定着を図ることが求められています。また、外国語能力やコミュニケーション能力や職業教育など、子どもが社会の変化に対応し、新しい時代を切り拓くために必要となる知識・能力の育成が求められています。

子どもの体力・運動能力は昭和 60 年頃に比べて低下しており、体力向上のための取組が必要となっています。

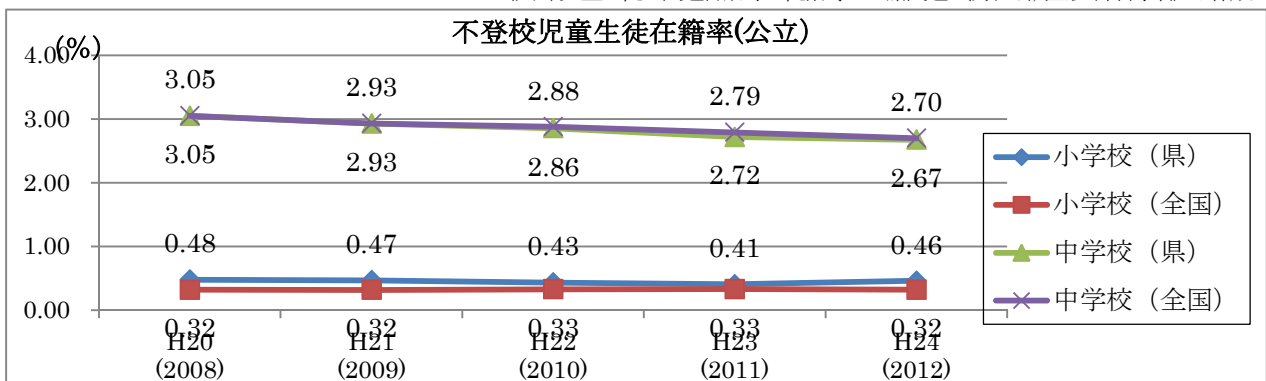
いじめ問題をはじめ、不登校児童生徒の在籍率が小学校で全国平均より高いこと、暴力行為の問題など、子どもの人権や命に関わる課題も生じていることから、きめ細かな対応が求められています。

児童虐待相談件数は、年々増加を続けており、子どもの心身の成長および人格の形成に重大な影響を与えるなど、深刻な問題となっています。

特別支援学校や特別支援学級の児童生徒数、発達障害等により支援が必要な児童生徒数は増加しています。また、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶ仕組みの構築が求められています。

これら教育課題等の解決に向け、学校はもとより家庭や地域における教育力の向上が求められています。

(図7) 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)より作成



(4) 文化芸術・スポーツによる地域活性化の期待

1年間に文化創作活動を行った県民の割合は7割に達していますが、博物館一館当たりの入館者数は全国平均より低く、文化施設や地域のイベントなどで活動する文化ボランティアも必要とされています。

国内外に誇ることのできる文化として文化財をあげる県民の割合は6割を超えますが、県外の認知度が低く、活用と情報発信が課題となっています。

また、週1回以上スポーツを行っている人の割合は全国の数値を下回っています。県内にプロ野球やJリーグチームがなく、プロスポーツ観戦の機会が少ない状況です。国民体育大会等に向けて優秀なスポーツ指導者を養成・確保する必要があります。

国内では平成32年(2020年)の東京オリンピック・パラリンピックをはじめ、大規模なスポーツイベントが次々に開催され、本県でも、平成36(2024)年に国民体育大会と全国障害者スポーツ大会、平成33年(2021年)の関西ワールドマスターズゲームズ2021を開催するほか、新生美術館の整備や琵琶湖博物館のリニューアルなどが進められています。

人口減少に伴い地域の活力が失われることが危惧される中、人々の楽しみとなり、人と人がつながり、地域を活性化する「文化とスポーツの力」が求められています。

4 経済のグローバル化と本県の産業の動向

(1) 経済のグローバル化*1

国際貿易や分業の進展で経済的な相互依存関係が世界規模で深まるとともに、ICT化の進展により、国境を越えた人・モノ・資金・情報の移動が一段と加速しています。

また、関税の撤廃による貿易の自由化の流れの中、現在、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定*2の交渉等の動向に対して、適切に対応していくことが求められます。

中国や南西アジアなどアジア地域の経済成長は著しく、世界経済を牽引するとともに、国民の所得も飛躍的に増加しており、市場としても拡大しています。本県の経済の活性化を図るため、これらの市場の需要を獲得することが重要となっています。

世界的に人口が増加している中で、資源エネルギーをはじめ水・食料、環境・気候変動などに関する様々な問題が顕在化してきています。

(2) 本県の産業の動向と振興を図るべき産業

国内の経済は、バブル経済*3崩壊後の長期のデフレ状態から、ようやく回復基調となってきました。一方で、本格的な人口減少社会を迎える中で、これまでのような右肩上がりの経済成長は望めない状況にあります。この方向を踏まえつつ、国の施策を有効に活用しながら、本県の強みを活かした産業振興を図っていくことが重要です。

そのような中で、本県が力強く持続的な発展を遂げていくためには、国内外の需要を新たに開拓するとともに、付加価値が高く、わが国や世界が直面している課題解決に貢献する商品やサービス、ビジネスモデルなど、成長を取り込むことのできる産業を創出・振興していく必要があります。

また、県内外から人々を惹きつけ、人・モノ・資金・情報の活発な交流を生み出すことができるよう、地域固有の資源や特性を活用し、付加価値の高いビジネスや魅力ある雇用を創出していくことで地域の活性化を図っていく必要があります。

さらに、地域において、暮らしの身近なニーズに対応し、生活の質の向上につながる商品、サービスの創造を推進していく必要があります。

本県の中小企業・小規模事業者は、地域の経済や社会の担い手として、生産や消費活動、さらには雇用や地域づくりなどの面において、重要な役割を果たしています。

中小企業・小規模事業者を取り巻く状況を見ると、人口減少や少子高齢化によって生産活動を支える労働力や国内需要が減少し、ライフスタイルや意識の変化によって消費行動は変化しています。さらには、アジア等の新興国の台頭や急激な円高により、コストダウンの圧力が高まり、産業の空洞化なども懸念され、また、災害時における産業活動継続のための計画策定など自然災害等に対する危機管理も課題となっています。

(3) 様々な役割を担う農林水産業

世界的な人口増加等により中長期的に食料需給のひっ迫が懸念され、近年40%前後の水準で推移している我が国の食料自給率*4の向上が求められています。

本県の農林水産業は、これまで食料等の供給だけでなく、県土の保全や水源のかん養、美しい景観の形成、文化の伝承といった多面的な役割を果たしてきました。こうした中で、

*1 グローバル化：人やモノ、資金や情報などが世界的な規模で動き、これに伴う社会における変化やその過程をいう。

*2 環太平洋パートナーシップ協定：アジア太平洋地域において高い自由化を目標とし、非関税分野や新しい貿易課題を含む包括的な協定のこと。輸出依存度の高い日本にメリットが期待される一方、安い輸入品の流入による農業への影響、規制撤廃による食品・医療品の安全の問題等が懸念されている。

*3 バブル経済：不動産や株式などの資産価格が実態から大きく離れて異常に高騰した経済状態で、バブル（泡）のように大きく膨らんでいる様子に例えられている。日本では、1980年代後半から1990年代前半にかけてのバブル景気のことを指す。

*4 食糧自給率：国内の食料消費が、国産でどの程度賄えているかを示す指標のこと。

従事者の減少や高齢化の進行に対応して、担い手の確保・育成を図り、産業として競争力のある農林水産業が今後も持続的に営まれることが必要です。

このため、農業では担い手の経営体質の強化や需要に即した生産の振興が求められるとともに、近江牛の生産振興と他産地との差別化が必要となっています。水産業では、漁場環境の改善等による琵琶湖漁業の漁獲量の回復であり、林業では、これまでの外材依存から国産材利用へと転換が図られる中で、戦後植栽されてきたスギやヒノキの森林資源を有効に利用していくため、林業・木材産業の基盤整備の強化や人材の育成・確保が必要となっています。

また、農山漁村は人口減少や高齢化が進行し、中山間地域をはじめ担い手の確保が困難な地域では営農の継続が難しく、集落の存続も懸念されることから、生産活動が持続的に行われるよう豊かな資源を活かして地域の活性化を図ることが必要です。

5 エネルギーをめぐる社会情勢の変化

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故による広範囲にわたる放射性物質の拡散により、原子力発電に対する不安が高まっています。

国内の発電電力量に占める原子力発電の割合は大幅に低下し、火力発電の割合が約9割まで上昇する一方で、水力発電を除く再生可能エネルギー*1（太陽光、風力、バイオマス等）の割合は2%弱にとどまっています。

こうした中で、エネルギー供給体制に関して、電力需給のひっ迫や化石燃料の価格上昇といった様々な課題が浮き彫りになっています。

特に、夏場や冬場のピーク時における安定的な電力確保や災害時における代替エネルギーの確保などが問題となっています。

今後、安全を第一に、国民生活や産業活動を支えるエネルギーの安定的な確保を前提として、エネルギーシフトに向け、地域の資源を最大限に活用しながら再生可能エネルギーの導入促進を図るとともに、省エネや節電の推進、エネルギー関連産業の振興等、供給側と需要側での取組を併せて総合的に推進し、原発に依存しない新しいエネルギー社会をできる限り早く実現していく必要があります。

6 複雑化・多様化する環境問題

(1) 地球温暖化の進行

地球温暖化が顕在化しつつある中、世界の平均気温は上昇傾向にあり、国内も含めた世界各地で異常気象が頻発しています。県内（彦根市）の気温の経年変化も上昇傾向にあり、琵琶湖表層の水温についても上昇傾向にあります。

このような状況から二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス*2の削減に取り組む必要があり、低炭素社会*3の実現に向けて、気候変動枠組条約締約国会議（COP）や気候変動に関する政府間パネル（IPCC）など国際的な議論が続けられており、各国で実行ある対策を講じることが求められています。

*1 再生可能エネルギー：化石燃料以外のエネルギー源のうち持続的に利用することができるエネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。

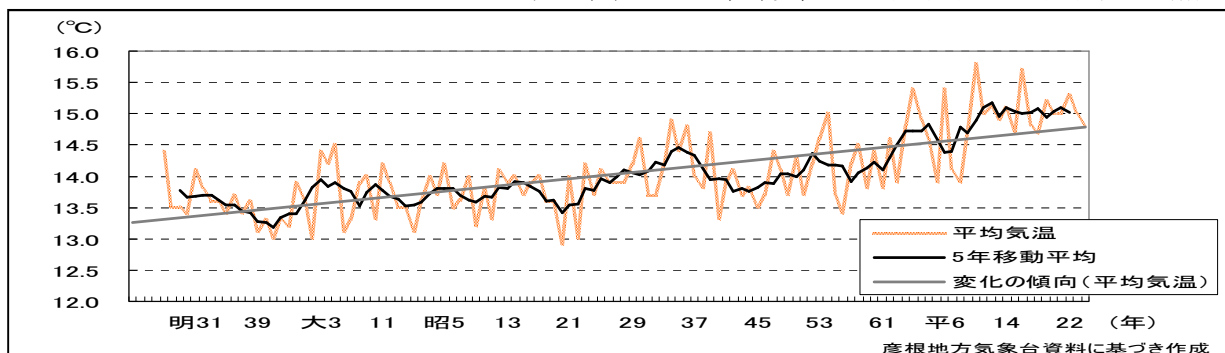
*2 温室効果ガス：地表が放出する熱を吸収し、地球を温室のように暖める気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン等の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

*3 低炭素社会：化石燃料に依存しない社会経済構造の確立により温室効果ガスの排出を大幅に削減し、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会。

県内においては、温室効果ガスの排出は減少傾向にあったものの、東日本大震災後に電気の二酸化炭素排出係数が上昇したため、温室効果ガスの総排出量が増加しています。

2030 年までに、滋賀県の温室効果ガス排出量が 1990 年比で温室効果ガス排出量が 50% 削減された社会の実現を目指して、行政のみならず、県民、事業者などあらゆる主体が参画し、暮らしや事業活動などさまざまな分野において、低炭素社会づくりに引き続き取り組むことが求められています。

彦根の年平均気温の経年変化 (図8)彦根地方気象台資料により作成



(2) 琵琶湖の環境の変化

琵琶湖の水質は、窒素・りんは横ばいまたは減少傾向であり、富栄養化*1 は抑制されていますが、COD*2 (科学的酸素要求量) は高止まり傾向であり、難分解性有機物*3 の影響が指摘されています。

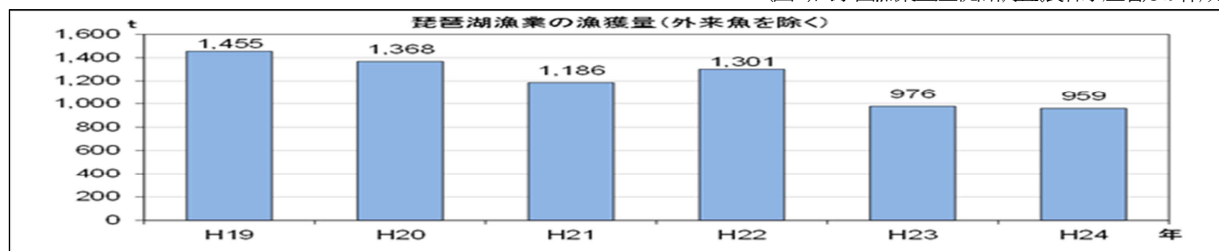
琵琶湖の生態系は、湖辺の形態の変化などに伴う環境の変化に加えて、水草の異常繁茂、外来魚の増殖、カワウによる食害など新たな課題が顕在化してきています。たとえば、食物連鎖の出発点にある植物プランクトンの種類の減少や小型化あるいは動物プランクトンで食べにくい種類が増加するなど、構成種が遷移しています。

南湖の水草は、平成6年(1994年)の大湖水をきっかけに急激に増えはじめ、夏になると湖底の大半を水草が覆う状態になっており、湖流の停滞による水質悪化や底層の低酸素化、湖底の泥質化など従来の生態系に大きな影響を与えています。

こうした中で、在来魚介類の減少問題があり、在来魚の漁獲量は、平成19年(2007年)の1,455トンから平成24年(2012年)には959トンと大きく減少しています。

これまでの水質浄化対策により、琵琶湖への汚濁流入負荷は一定削減されてきましたが、琵琶湖流域で生じている在来魚介類の減少、水草の異常繁茂、湖底環境の変化などの問題は、その要因や場などが複雑に関連しあっており、個別対策だけでは対応が難しいことから、流域や都市のあり方も含めた広い視野を持った総合的な対策が必要です。

(図9)内水面漁業生産統計調査(農林水産省)より作成



*1 富栄養化：湖沼などで、水中に溶けている窒素やリンなどが多い状態になること。富栄養化は植物プランクトンを増加させ、それを餌とする魚貝類も増加させるが、さらに藍藻と、赤潮やアオコの発生をもたらす。

*2 COD：科学的酸素要求量。湖沼、海域の有機汚濁を図る代表的な指標であり、この値が大きいほど水中に有機物等が多く、水の汚れが大きいことを示す。

*3 難分解性有機物：十分な溶存酸素、暗所、一定温度の条件下で、一定期間、生物による分解を経た(生分解試験)後に残存する有機物。なお、琵琶湖では、生分解試験において100日経過しても生物で分解されない有機物と定義している。微生物では分解できない有機物のこと。

(3) 生物多様性の損失

生物多様性*1は、人間にとって存立の基盤となり有用な価値を持つだけでなく、多様な文化を育む源泉ともなっています。しかし、県のレッドデータブックによれば、絶滅危惧種*2や希少種等の数が、2005年版の684種から2010年版では716種と32種増加し、オオバナミズキンバイなどの外来生物の侵入やニホンジカなど特定の野生鳥獣の生息数の増加、生息域の拡大により、生物多様性の損失が続いています。生態系の多様性にも着目しつつ、生物多様性の損失をくい止め、良好な環境を育み、その環境を未来へつないでいく必要があります。

本県では、固有で豊かな自然の恵みを受け、自然と共生しながら「鮎ずし」をはじめとする多様な文化が育まれてきました。しかし、近年、こうした自然と共生する伝統的な知恵や自然観が薄れたり、自然の恵みを利用する機会が減少したりしたことから、自然に対する働きかけの縮小による生物多様性の危機が継続・拡大しています。こうした中、今の時代に合った生物多様性の新たな価値を見出し、持続可能な利用を推進する必要があります。

また、本県では環境問題に熱心な事業者・NPO・地域により生物多様性の保全に対する様々な取組が行われています。生物多様性に配慮した行動が広まり、県民の理解が深まるように人材の育成を進める必要があります。

(4) 廃棄物の減量化・資源循環の推進

本県では、これまで各分野で3R（排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））や廃棄物減量の取組が進み、県内のごみの総排出量は減少傾向にありましたが、近年はほぼ横ばい傾向にあり、リサイクルについても一定の浸透をみたものの、リサイクル率の伸びは頭打ちの状況にあります。

このような中で、今後さらに環境への負荷を低減させていくためには、ごみの発生抑制とともにごみを資源として捉え、有用なものを利用する取組が必要であり、県民、事業者、行政などが一体となって資源循環の輪を構築することで循環型社会の形成が求められています。

7 新たな広域ネットワークの形成による人と「もの」の流れの変化

リニア中央新幹線の東京と名古屋間が平成39年(2027年)に、名古屋と大阪間が平成57年(2045年)に、また、北陸新幹線の敦賀と大阪間が平成57年(2045年)頃の開業することが予定されています。新たな全国高速鉄道網を見据えて、県全体の地域振興に資する広域交通のあり方を検討する必要があります。

さらなるスマートインターチェンジの設置促進や新名神高速道路の開通（大津と高槻間が平成35年度(2023年度)に開通する予定）により、広域高速道路網の利便性が向上します。

鉄道および道路の新たな広域ネットワークの形成により、人や「もの」の流れが大きく変化することから、アクセス道路の整備や渋滞対策などによる効果も含め、産業創出、物流や広域的な観光の活性化など県全体の振興につなげることが期待されます。

*1 生物多様性：特定の範囲に生息生育する生物の多様さの程度をいう。

*2 絶滅危惧種：絶滅のおそれがあると考えられる野生動植物種。

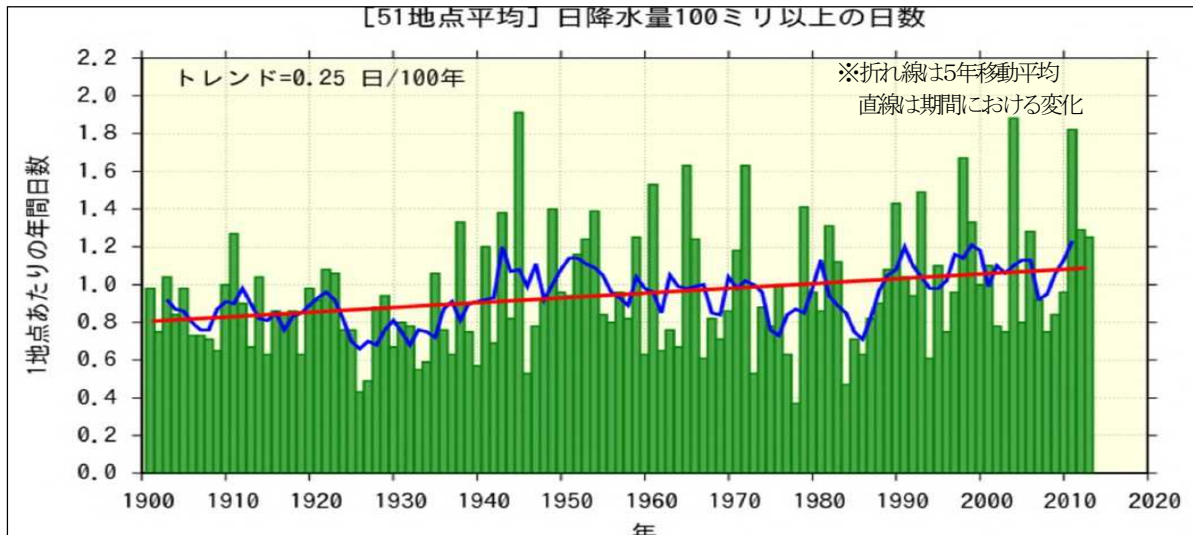
8 災害などへの不安を取り除く安全・安心な県土づくり

(1) 自然災害の多発と安全・安心に対する不安の高まり

本県では、平成25年9月台風第18号の接近に伴う戦後最大級の豪雨により、死者1名、家屋の損壊や浸水、道路や河川、鉄道などのインフラの損壊、農地の冠水など、県内全域にわたり甚大な被害が発生しました。

異常気象による局地的な豪雨災害や台風被害、南海トラフ巨大地震、琵琶湖西岸断層帯等による直下型地震、原子力災害等の様々な危機事案*1の発生が懸念される中、県民の安全・安心に対する不安が高まっています。

《日本の日降水量100ミリ以上の日数の推移》 (図10) 気候変動関係レポート2012(気象庁より作成)



県民の命と暮らしを守るため、防災と減災の視点から、道路防災対策や自然災害等による障害発生時に代替できる道路整備、河川整備や適切な河川の維持管理、排水施設や砂防・治山関係施設の整備、インフラの耐震対策など災害に強い県土づくりに取り組む必要があります。

自助・共助・公助のもとに、防災危機管理体制や地域防災力の充実・強化などを進め、災害に強い安全安心な地域づくりに取り組む必要があります。

県内に存在する住宅の約3割が昭和56(1981)年6月以前に建築され、耐震基準を満たしていないものも多くあることから耐震改修等の促進が必要です。

(2) 社会資本の老朽化

今後、高度経済成長期以降に整備した道路施設をはじめ、ダム、上下水道施設、農業水利施設、その他の公共施設などの社会資本が老朽化する時期を迎えます。優先順位を見極めながら、必要な社会資本の整備・更新を進めるとともに、県民が安全で安心して暮らせるよう、予防保全を重視した社会資本の戦略的な維持管理を進めていく必要があります。

(3) 身近な犯罪や事故の増加

自転車盗や特殊詐欺(いわゆる振り込め詐欺等)など、県民の日常生活を脅かす犯罪が後を絶たない状況です。特に、高齢者を対象にした犯罪が増加しています。

高齢化の進行に伴い、高齢者が関わる交通事故の増加が懸念され、通学時に児童・生徒が巻き込まれる交通事故も依然として発生しています。

消費期限や産地などを偽証する事件が発生するなど、食の安心が脅かされています。

*1 危機事案：県民の生命、身体、財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがあり、緊急に対応を要する事案をいう。地震、風水害、土砂災害、原子力災害、大規模事故、テロ、インフルエンザの流行など。

9 地方自治を取り巻く状況の変化

(1) 地方分権改革の進展

これまでの地方分権改革により、財源の移譲が不十分ではあるものの、機関委任事務制度*1の廃止により、地方自治体の自主性が強化され、自己決定、自己責任の下に、地域の実態に合った行政を展開できるようになってきました。

本県では、市町村合併により平成22年(2010年)3月に19市町(13市6町)となり、基礎的自治体として組織体制等の強化が進んでいます。

今後、本格的な人口減少社会が到来し、少子高齢化が進行する中、住民に最も身近な市町との意見・情報交換を行い、地域課題を共有しながら、適切な役割分担のもとに連携を図っていくことが求められています。

府県を越える広域的な課題に対応していくため、平成22年(2010年)12月に関西広域連合*2が設立され、これまで広域防災や広域環境保全などの分野で取組を進めています。

本県は中部圏や北陸圏に隣接しており、防災、環境対策、観光振興など隣接府県との広域的な連携を図っていくことも求められています。

地方分権改革に平行して議論されてきた道州制*3については、第1次地方分権改革(平成7年～13年)以降、都道府県を廃止し、これに代わる広域自治体としての道州を設置し、都道府県の仕事の多くを担う基礎自治体を充実する案が基調となっています。現段階では道州制の具体的な制度設計も明らかでなく、国民的な議論に至っていない状況の中で、住民自治のあり方など様々な課題が指摘されており、今後の議論の動向に留意することが必要です。

(2) 増大する財政需要への対応

本県の財政状況は、これまでの財政構造改革の取組や経済情勢の好転により、財源調整的な基金残高が平成25年度(2013年度)末で一定程度確保されるとともに、地方交付税の振替である臨時財政対策債を除く県債残高も5年連続で減少する見込みとなるなど、改善傾向にあります。

国体開催に向けた施設整備をはじめとする大規模事業、公共施設等の老朽化対策、年々増加する社会保障関係費など、今後増大する財政需要に的確に対応していくことが求められています。今後も見込まれる財源不足に対応していくためには、引き続き財政健全化に向けた取組を進めていく必要があります。

国の経済財政運営に関連して、今後の地方財政への影響が懸念されるものとして、法人実効税率の引き下げ、消費税および地方消費税の引き上げ、地方財政計画の見直しによる地方交付税への影響等が挙げられますが、国に対しては、地方交付税をはじめとする地方税財源について、充実・強化が図られるよう働きかける必要があります。

*1 機関委任事務制度：地方公共団体(都道府県、市町村)の首長等が、法令に基づき国の事務を国から委任され、国の機関として処理する仕組みのこと。1999年の地方分権一括法により廃止された。

*2 関西広域連合：関西の2府5県ならびに4政令都市(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市)が共同で設置する特別地方公共団体。防災や医療、観光、産業、環境等の分野で、国からの事務権限の移譲を受けて、地域のことを地域で効率的に行うことをねらいとしている。

*3 道州制：道州制についての明確な定義はないが、現在の都道府県に代えて全国に10程度の自治体である道州を設置し、国の役割を限定し国から道州に、都道府県から基礎自治体に大幅な権限を移譲するもの。

第2 滋賀の強み

滋賀には、ともに地域を支え合う多彩な人、未来を創造する技術やノウハウ、誇りを高める歴史・文化、滋賀の発展を支える地の利、恵みをもたらす豊かな自然という強みがあります。

これら滋賀の強みを伸ばし、活かすことによって、県民や各種団体、企業、行政などあらゆる主体が、対話を重ねて知恵を出し合い、共感しながら工夫を凝らして、誰もが豊かさを実感できるようにすることが求められています。

1 ともに地域を支え合う多彩な人

- 滋賀では、石けん運動をはじめ琵琶湖を守るため県民が率先して取り組み、自分たちの地域は自分たちの手でつくるという住民自治の精神が受け継がれています。
- 全国に先駆けてさまざまな障害福祉の実践が展開され、ともに支え合い、ともに生きることが実践されています。
- 県内各地で、医師、看護師、ケアマネジャーなどの医療福祉関係者による多職種連携の取組が進められてきており、地域の人たちを支える支援の輪と「顔の見える」関係が広がっています。
- 伝統的な地域コミュニティの結びつきが今も各地に根付いています。
- 若者のグループやNPO、ボランティアなどの自発的な活動が活発です。
- 15歳未満の若年人口の割合は全国第2位であり、人口あたりの大学生の数も全国第3位を維持しています。

2 未来を創造する技術やノウハウ

- 滋賀は、信楽焼、近江上布、浜ちりめん、高島扇骨など地域の歴史や風土に培われた多くの特産物を生み出す先人の知恵と伝統が受け継がれています。
- 現在は、内陸工業県として産業が集積するとともに、1事業所当たりの製造品付加価値額は全国第2位となっています。
- これまで数多くの中小企業が技術開発に取り組み、独自技術やノウハウを蓄積しています。今後、水・エネルギー・環境、医療・健康・福祉、高度「もの」づくりなどの分野での発展が期待されています。
- 多彩な学部を有する大学や民間研究所が立地し、知的資源が集積しています。

3 誇りを高める歴史・文化

- 滋賀は、古くは都が置かれ、東海道や中山道などの主要な街道が通る交通の要衝であったことから、幾たびも歴史の舞台となってきました。
- 国宝・重要文化財の数は全国第4位であり、歴史資源、文化・芸術環境に恵まれています。
- これらの文化財の多くが、県内に広く分布しており、地域の暮らしに根付き、大切に守られてきています。

- 琵琶湖や山々などの豊かな自然環境の中で、自然と共生する文化が育まれてきました。
- 美しい自然や景観、文化を地域が守ってきた伝統と知恵があり、「売り手よし」、「買い手よし」、「世間よし」という近江商人の「三方よし」の思想も現在に引き継がれています。
- 文化・芸術に関する創作・鑑賞等の活動や、生涯学習に参画する人も多く、神と仏の美、近代・現代美術、アール・ブリュットをはじめ、滋賀ならではの文化に対する全国的な関心が高まっています。

4 滋賀の発展を支える地の利

- 滋賀は、近畿圏、中部圏、北陸圏の結節点に位置し、古くから交通の要衝であり、今も東海道新幹線、東海道本線、高速道路、幹線道路が交わるという地理的優位性を有しています。
- 高速道路網は、関西国際空港や中部国際空港をはじめ、敦賀港や四日市港、大阪港や神戸港などとも結ばれています。
- 鉄道が県全域にわたり比較的充実したネットワークを形成しています。

5 恵みをもたらす豊かな自然

- 滋賀は、琵琶湖とその水源となる森林、河川など豊かな自然環境、美しい田園景観を有しており、これらは、心を豊かにする貴重な財産です。
- 数十万年を超える古代湖は世界にいくつかありますが、琵琶湖のように大都市近郊にありながら水質や生態系が保全されている古代湖は他にありません。
- 琵琶湖やそれを取り巻く水田等は、近江米、近江牛、近江の茶、湖魚といった滋賀ならではの自然の恵みをもたらしています。
- 琵琶湖の存在は、自然と人との特有の関わりを生み出し、環境問題に先進的に取り組む素地となっています。

琵琶湖の価値

滋賀の環境2013（平成25年版環境白書）一部抜粋

豊かな自然環境としての価値	豊かな水量と広々とした空間をもち、様々な生物を育む琵琶湖が、長い歴史を持って自然界に存在することが大きな価値であり、県民の心のよりどころともなっています。
水源としての価値	琵琶湖は、滋賀県をはじめ京都府、大阪府、兵庫県の近畿約1,450万人の水道水源であり、その他農業用水・工業用水などにも利用されています。
水産業の場としての価値	コアユ、ニゴロブナ、ホンモロコ、ビワマスなどの魚類をはじめ、セタシジミ、スジエビなど…水揚げがありました。 琵琶湖の魚介類は独特の漁法で獲られ、ふなずしなどのなれずしや湖魚の佃煮、あめのうお御飯などの伝統食として、滋賀県の産業や食文化を支えています。
観光資源としての価値	琵琶湖は20箇所を超える水泳場を有するとともに、湖上遊覧、マリンスポーツなどの場となっています。 また、周辺の美しい自然環境と相まって、滋賀県にとってかけがえのない観光資源であり、年間約4,736万人の観光客（平成23年）が訪れています。
学術研究の場としての価値	琵琶湖は生物・生態系、湖底遺跡などの学術研究の場となっており、県の試験研究機関だけでなく、大学なども研究機関を設置し、各種研究を行っています。
ラムサール条約湿地としての価値	琵琶湖は、平成5年（1993年）に「ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）」の登録湿地となりました。平成20年（2008年）には、県内最大の内湖であり、琵琶湖と長命寺川でつながっている西の湖が拡大登録されました。

第3 基本理念と5つの目指す姿

1 基本理念

夢・希望に満ちた豊かさ実感・滋賀 ～滋賀からみんなでつくろう！ 新しい豊かさ～

本格的な人口減少社会の到来など時代の大きな転換期を迎え、これまでのような人口増加を前提とした経済成長が望めなくなる中、様々な課題への対応が十分できていないため、将来に対する不安感や閉塞感が広がっています。このため、将来に対する不安を安心に変え、夢や希望を抱くことができる豊かな社会を再構築することが求められています。

滋賀には、これまでから時代とともに変化する様々な課題に向き合いながら、次世代のために美しい琵琶湖を守り続けてきた先人たちの歴史と伝統があります。この歴史と伝統に学びながら、滋賀の強みを活かし、次世代のことも考えた、新しい豊かさを追求します。

現在の豊かさだけでなく、将来の豊かさを実現するために今なすべきことを、県民一人ひとりが考え、行動することで、夢や希望が生まれ、幸せや豊かさを実感できる滋賀の実現を目指します。

滋賀からみんなでつくる新しい豊かさ

「もの」の豊かさ
「今」の豊かさ
「自分」の豊かさ



みんなが 将来も持続的に 実感できる
「心」の豊かさ

県民一人ひとりが考え、行動することで、
豊かさ実感・滋賀を実現



「5つの目指す姿」

2 5つの目指す姿

基本理念の実現に向けて、「ひと」、「地域の活力」、「自然・環境」、「県土」、「安全・安心」の視点から、ほぼ一世代後となる平成 52 年(2040 年)頃にも「このように豊かでありたい」と願う望ましい姿を、県民の皆さんからのご提案等を参考にしながら、5つの目指す姿として描いています。

人口減少・超高齢社会やエネルギーの制約をはじめ時代の潮流と課題を踏まえつつ、滋賀の強みを活かしながら、豊かさの実現に向けて、みんなで一緒に取り組む必要があります。

(1) 「ひと」

互いに支え合い、誰もが自らの能力を発揮し活躍する、夢と希望に満ちた滋賀

- ① 誰もが心身ともに健康で、豊かな心を持っていきいきと生活し、医療と介護が必要となっても、住み慣れた地域で、安心して生活しています。
- ② 子どもを安心して生み育て、子育ての喜びと幸せを実感しています。
- ③ 子どもの確かな学力、豊かな心、健やかな体と、自然や地域に愛着をもって共生する力が育まれています。
- ④ 誰もが生涯にわたって自らの能力を発揮し、地域で共に働き、活躍しています。
- ⑤ ワーク・ライフ・バランスが実現され、誰もが充実した仕事と家庭や地域生活を送っています。
- ⑥ 人と地域のつながりを大切にし、支え合いながら暮らしています。
- ⑦ すべての人の人権が尊重され、世代や文化、性別などにかかわらず、互いに認め合い、心豊かに生活しています。

(2) 「地域の活力」

滋賀の力を伸ばし、活かす、誇りと活力に満ちた滋賀

- ① 中小企業・小規模事業者が強みや可能性を伸ばしながら事業活動を展開し、地域でいきいきと活躍しています。
- ② 環境保全と経済発展が両立し、国内外の課題解決に貢献する成長産業が振興しています。
- ③ 地域資源を活用した魅力ある伝統工芸や地場産業に誇りを感じ、その価値が全国に向けて発信されています。
- ④ 琵琶湖をはじめとする自然や歴史・文化などの豊かな地域資源を活かした観光が展開され、国内外からの観光客でにぎわい、地域が活性化しています。
- ⑤ 人、「もの」、資金の地域内での循環とエネルギーの地産地消を通じて、地域経済が活性化しています。
- ⑥ 魅力あふれる滋賀らしい農林水産業に、意欲あふれる担い手が生き生きと取り組んでいます。
- ⑦ 持続的な生産活動により地域資源が維持保全されることで、農山漁村の持つ多面的機能が発揮され、活力のある農山漁村が次世代に引き継がれています。
- ⑧ 誰もが日常的に文化・スポーツに親しみ、交流を深め、地域が創造的な活力に満ちています。

(3) 「自然・環境」

美しい琵琶湖を大切にする、豊かな自然と共生する滋賀

- ① 主体的に環境に関わる人が育ち、持続可能な滋賀社会づくりが進んでいます。
- ② 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会づくりが進んでいます。
- ③ 琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会が次世代に継承されています。
- ④ 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会づくりが進んでいます。
- ⑤ 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換が進んでいます。
- ⑥ 環境リスクの低減による安全・安心な社会づくりが進んでいます。
- ⑦ 県民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任をもって、廃棄物の排出抑制や再利用を行い、廃棄物となったものは再利用しています。

(4) 「県土」

暮らしと産業を支える基盤が整い、人や「もの」が行き交う元気な滋賀

- ① 鉄道やバスなど、地域を支える公共交通が維持され、子どもや高齢者が利用しやすい環境が整備されています。
- ② 交通や情報のネットワークが充実し、人びとが活発に交流し、「もの」が行き交うことで、地域が活性化しています。
- ③ 道路や橋梁などの社会資本が計画的に維持管理・更新され、地域の人びとの生活や産業活動を支えています。
- ④ 中心市街地に魅力とにぎわいがあり、生活者にとって暮らしやすく、訪れる人々にとっても楽しめる空間が形成されています。
- ⑤ 子育て世代に魅力があって住みやすく、高齢者や障害者にもやさしいまちづくりが進み、誰もが安心して快適に生活しています。
- ⑥ 県全域において、美しい風景やまち並みが大切に守り伝えられています。

(5) 「安全・安心」

将来への不安を安心に変え、安全・安心に暮らせる滋賀

- ① 地震や風雪水害、土砂災害に強い県土づくりができています。
- ② 災害に備え、自助・共助・公助により誰もが安全・安心に暮らしています。
- ③ 代替エネルギーの普及が進み、災害に備えた地域づくりが進んでいます。
- ④ 犯罪や事故のないまちづくりに、みんなで取り組んでいます。
- ⑤ 消費者が安全で安心できる商品やサービスを選択することができます。

3 基本構想の推進

(1) 基本的な考え方

県民の参画や多様な主体との対話・共感・協働の推進、市町との連携の強化、部局間連携による総合行政の推進などにより、効果的に施策を展開します。

さらに、本県を取り巻く情勢の変化や地域の実情に応じて、弾力的に施策を展開するとともに、基本構想の見直しが必要となった場合は柔軟に対応します。

(2) 重点政策の展開

重点政策は、基本構想の基本理念や「目指す姿」を実現するため、県の主体的な役割を発揮し、時代の流れを先取りしながら、4年間で先駆的・重点的に取り組むことにより、豊かさを実感できる滋賀の実現につながる政策で構成します。

重点政策を着実に推進するため、何をいつまでにどれだけ行うかという具体的な実施計画を策定し、この計画に基づき毎年度の事業を実施します。

また、毎年度の施策の構築や予算編成でも工夫を凝らし、必要に応じて弾力的に実施計画を見直しながら展開します。

(3) 各分野の部門別計画等の展開

「重点政策編」以外の、県民に対する基本的なサービスとして継続的に実施していく施策についても、基本構想の実現に向けて取り組むものです。各分野の部門別計画等を基本に毎年度の施策を構築する中で、県民ニーズを踏まえながら、効果的・弾力的に展開します。

(4) 進行管理

進行管理では、「重点政策編」における「平成30年度(2018年度)の目標とする指標」および「実施計画」の「事業目標」の進捗度、外部環境の変化等を中心に基本構想の進行状況を毎年度把握します。

進行管理の結果は、議会や基本構想審議会、県民に報告します。また、その結果をその後の施策展開に的確に反映することにより、目標管理型行政運営の一層の推進を図ります。

第4 行政経営方針

基本構想の実現に向けて、施策の着実な実行を行政体制面および財政運営面で下支えするため、次の3つの経営方針に基づき、行政経営を行います。

1 開かれた県政の推進と多様な主体との協働・連携

- (1) 対話と共感による「県民が主役」の県政を実現するため、開かれた県政のもとで、職員一人ひとりが県民との積極的な対話を心がけ、県民の声を県政に活かす仕組みづくりを行います。
- (2) 県民をはじめ、NPO、企業、大学等の多様な主体との協働・連携により、それぞれの特性や強みを活かしながら、複雑化・高度化する地域課題や行政ニーズにきめ細かく対応します。

2 地方分権のさらなる推進

- (1) 自らの権限と責任のもとで、本県の特性に応じた行政経営を行うため、地方分権改革に係る国の提案募集方式等への適切な対応や、県の課題解決や地方税財政の充実強化に向けた政策提案活動の推進等を図ります。
- (2) 大規模災害への備えや環境問題など今後も増加が見込まれる広域的課題に適切に対応するため、関西広域連合の取組をはじめ、中部圏、北陸圏との広域連携の一層の推進を図ります。
- (3) 住民に最も身近な基礎自治体である市町との連携を図り、人口減少問題や地域振興対策等の課題に適切に対応するとともに、権限移譲や事務の共同化を推進し、県民サービスの向上や効果的な事務の執行につなげます。

3 質の高い行政サービスの提供

- (1) 職員の人材育成や女性・若手職員の活躍推進、横つなぎの総合行政の推進などの「人材・組織マネジメント」により、職員の意欲や能力の向上および県庁力の最大化を図ります。
- (2) ICT等を活用した業務の効率化、官民連携やアウトソーシング等による民間活力の活用などの「業務マネジメント」により、県民サービスの向上および行政の効率化を図ります。
- (3) 公共施設等の老朽化対策や総合的・計画的な管理の推進を図る「公共施設等マネジメント」により、中長期的な観点から、公共施設等の質・量の最適化、長寿命化、更新コストの平準化等を進めます。
- (4) 県税収入の安定確保やスクラップ・アンド・ビルドの徹底、投資的経費の重点化などの「財務マネジメント」により、毎年度の収支均衡を図りつつ、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立を目指します。

第2章 重点政策編

この重点政策編は、本県においても、いよいよ人口が減少に転じ、本格的な人口減少社会を迎える中で、「夢・希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」の基本理念のもと、人口減少を見据えた豊かな滋賀づくりを進め、長期ビジョン編で描く平成52年（2040年）頃の「目指す姿」を実現していくために、これからの4年間で先駆的、重点的に取り組む政策をまとめたものです。

本県には、環境や福祉の分野を中心に、国に先駆けた政策を展開し、全国をリードしてきた歴史があります。

重点政策を具体的な施策として展開していくに当たっては、そのような先駆けの精神を特に重視していきます。

長期ビジョン編		重点政策編	
基本理念	目指す姿	重点政策	施策の展開
夢・希望に満ちた豊かさ実感・滋賀	「ひと」 互いに支え合い、誰もが自らの能力を発揮し活躍する、夢と希望に満ちた滋賀	1 子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現	(1) 子どもを安心して生み育てるための切れ目のない支援
			(2) 子どもの「たくましく生きる力」を育む教育の推進
			(3) 若者や女性が働き、活躍できる社会づくり
		2 すべての人が居場所と出番があり、最期まで充実した人生を送れる社会の実現	(1) 高齢者や障害者をはじめ、誰もが働き、活躍できる社会づくり
			(2) 「健康寿命」を伸ばすための予防を重視した健康づくりの推進
			(3) 地域を支える医療福祉・在宅看取りの推進
	「地域の活力」 滋賀の力を伸ばし活かす、誇りと活力に満ちた滋賀	3 滋賀の強みを活かし、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造	(1) 滋賀の潜在資源を活かした地域産業の育成と海外展開支援
			(2) これからの時代を切り拓くイノベーションの創出
			(3) 地域主導による「地産地消型」「自立分散型」の新しいエネルギー社会づくり
		5 豊かに実る美しい地域づくりと滋賀・びわ湖ブランドの発信	(1) 滋賀の強みを活かした農林水産業振興と魅力ある農山漁村づくり
			(2) 滋賀のブランド力向上と地産地消の推進
			(3) 「滋賀ならではの」特色を活かした、魅力あふれる観光の創造
		6 「文化とスポーツの力」を活かした元気な滋賀の創造	(1) 東京オリンピック・パラリンピックで元気な滋賀づくり
			(2) 地域を元気にする文化振興と「美の滋賀」づくり
			(3) 県民が元気になるスポーツ振興と県民総参加による国体・全国障害者スポーツ大会の開催

長期ビジョン編	
基本理念	目指す姿
夢・希望 に満ちた 豊かさ実 感・滋賀	「自然・環境」 美しい琵琶湖を大切に する、豊かな自然と共生 する滋賀
	「県土」 暮らしと産業を支える基 盤が整い、人や「もの」が 行き交う元気な滋賀
	「安全・安心」 将来への不安を安心に変 え、安全・安心に暮らせる 滋賀

重点政策編	
重点政策	施策の展開
4 琵琶湖をはじめとす るめぐみ豊かな環境と いのちへの共感を育む 社会の実現	(1) 琵琶湖環境の再生と継承
	(2) 低炭素化など環境への負荷が少ない安全 で快適な社会の実現
	(3) 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造
7 人や「もの」が行き交 う活力ある県土づくりと 安全・安心社会の実現	(1) 交通ネットワークの充実と社会インフラの 戦略的維持管理
	(2) 災害に強い県土づくりと、自助・共助によ る地域防災力の向上
	(3) 犯罪の起きにくい社会づくりと事故のない 交通環境の構築

1 子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現

■現状と課題

- 産科医や小児科医の不足や地域的な偏在がみられるほか、人口動態統計による周産期死亡率が4%前後と全国平均と同程度で推移しており、県民が安心して妊娠・出産を迎えることができるよう、医療体制のさらなる充実が求められています。
- 少子化が進行する中で、仕事と家庭を両立し、子育てに対する不安感、負担感を解消するため、多様なニーズにきめ細かく対応する、生まれる前からの切れ目ない子育て・子育て支援の充実が求められています。
- 子どもの学力・学習状況については、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、思考力・判断力・表現力の育成等が必要となっています。
- 近年は、子どもの遊び方が変化したことなどから、体力や運動能力は昭和60年ごろに比べ低下しており、子どもの体力向上が課題となっています。
- いじめや不登校の問題をはじめ、児童虐待や子どもの貧困の問題など、子どもを取り巻く環境に様々な課題がある中で、子どもの人権を守り、子どもが安心して健やかに育つ社会づくりや教育環境の整備が求められています。
- 女性の労働力率は30歳代の子育て期に大きく落ち込む一方、多くの女性が働きたいと希望しています。また、若年者は早期離職率が増加し、正規就業率が減少しています。少子化に伴う生産年齢人口の減少が進む中で、女性や若者が自らの能力を最大限に発揮できる活力ある社会づくりが求められています。

■目指す方向

- 産科医・小児科医の不足や地域偏在の解消と周産期医療の充実を図るとともに、保育所や放課後児童クラブ等の量と質の拡充、多様なニーズに対応する地域の子育て支援を充実し、すべての子育て家庭を支援します。また、児童虐待への対応や発達障害などの障害を持った子どもへの支援体制整備を推進します。
- 子どもの学力・体力の向上を図るとともに、体験学習や職場体験・職業実習の場の確保などを通じ、子どものたくましく生きる力を育みます。青少年の健全育成と立ち直り支援を進めるとともに、いじめ・不登校や子どもの貧困の問題などについて、早期にきめ細やかな対応が取れるよう体制を充実するなど、教育環境の整備を推進します。
- 女性や若年者の就労・起業と、女性の指導的な立場や多様な分野での活躍を支援します。働き方の見直しを含め、男女ともにワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、仕事と子育ての両立を支援します。

■施策の展開

【施策1】 子どもを安心して生み育てるための切れ目のない支援

【施策2】 子どもの「たくましく生きる力」を育む教育の推進

【施策3】 若者や女性が働き、活躍できる社会づくり

■平成30年度（2018年度）の目標とする指標

1 乳幼児検診受診率

〔平成24年度 1歳半児 95.1%
3歳半児 92.7% → 平成30年度 100%〕

(継続) 2 平日の昼間に保育を利用できる児童の数

〔平成25年度 33,108人 → 平成30年度 34,510人〕

3 児童生徒の授業の理解度

〔平成26年度 小学校 国語 78.9% 算数 77.6% 中学校 国語 65.4% 数学 67.7% → 平成30年度 小学校 国語 85% 算数 85% 中学校 国語 80% 数学 80%〕

4 平日、学校の授業以外に、1日1時間以上勉強する児童生徒の割合

〔平成26年度 小学校 58.3% 中学校 63.7% → 平成30年度 小学校 75% 中学校 75%〕

5 不登校児童生徒在籍率

〔平成25年度 小学校 0.42% 中学校 2.63% 高等学校 2.51% → 平成30年度 小学校、中学校、高等学校ともに全国平均以下〕

6 滋賀マザーズジョブステーションの相談件数

〔平成25年度 2,069件 → 平成30年度 5,400件〕

7 おうみ若者未来サポートセンターでの就職者率

〔平成25年度 55.4% → 平成30年度 55.4%〕

2 すべての人に居場所と出番があり、最期まで充実した人生を送れる社会の実現

■現状と課題

- 障害者法定雇用率 2.0%が未達成であり、障害のある人がその能力と適性に応じ、自立した生活を送ることができる社会づくりが必要です。
- 少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が進む中で、元気な高齢者が働き続けることのできる社会づくり、高齢者の豊かな知識や経験を活かした活躍の場づくりが求められています。
- 平均寿命は男女とも全国平均を上回っていますが、女性の健康寿命が全国平均を下回っているほか、65歳以上の要介護認定者数が年々増加するなど、健康づくりや介護予防の必要性がますます高まっています。
- 医師数は増加していますが、依然として全国平均を下回っており、病院の常勤医師の不足により救急医療体制に課題があるほか、医療圏域や診療科ごとに偏在が見られます。
- 75歳以上の後期高齢者、単身独居や認知症の高齢者の増加が見込まれる中、住み慣れた地域で家族とともに暮らし続け、自宅で最期を迎えることができるようにするための体制づくりが求められています。

■目指す方向

- 障害者や高齢者をはじめ、あらゆる人の多様なニーズに応じた就業機会の確保を推進するとともに、地域での生きがいづくりや活躍の場づくりにつながる活動を支援します。
- 生活習慣病の予防や心の健康を保つための対策を推進するとともに、がん検診など、がんの早期発見・早期治療のための取組や、できる限り要介護状態になることを予防し、または改善するための対策を推進します。
- 医師・看護師などの医療専門職や介護職の人材確保・育成を図るとともに、在宅医療・介護連携を図るための体制整備など、医療と福祉が一体となって県民を支える「滋賀の医療福祉」を実現します。

■施策の展開

【施策1】 高齢者や障害者をはじめ、誰もが働き、活躍できる社会づくり

【施策2】 「健康寿命」を伸ばすための予防を重視した健康づくりの推進

【施策3】 地域を支える医療福祉・在宅看取りの推進

■平成30年度（2018年度）の目標とする指標

8 障害者の就職件数

〔平成25年度 902件 → 平成30年度 1,200件〕

9 シルバー人材センターの会員数

〔平成25年度 11,958人 → 平成30年度 13,200人〕

10 健康寿命（日常生活動作が自立している期間）

〔平成24年度 男性 79.79年 平成30年度 男性 80.13年
女性 83.29年 → 女性 84.62年〕

11 特定健康診査受診率

〔平成24年度 45.2% → 平成30年度 70%〕

12 介護職員数（実数）

〔平成24年度 14,319人 → 平成30年度 19,280人〕

13 在宅療養支援診療所数

〔平成25年度 104診療所 → 平成30年度 160診療所〕

3 滋賀の強みを活かし、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造

■現状と課題

- 県内企業の 99.8%を占める中小企業・小規模事業者には、経営基盤の強化や「先を見通す力」や「技術力」、「経営理念」等の企業の強みを一層活かす工夫が求められています。
- 国内市場の縮小が懸念される中、将来の成長分野への参入や海外市場への展開などが期待されるとともに、地域内の経済の好循環や地域の活性化に役割を果たすことが求められています。
- 近畿圏、中部圏、北陸圏の結節点に位置し、交通の要衝に当たることから、古くから内陸工業県として発展し、産業や大学等の知的資源が集積する一方で、景気や輸出動向の景況を受けやすい産業構造となっていることから、滋賀の特性を活かした新たな産業振興が求められています。
- 東日本大震災後のエネルギー情勢の変化により、我が国は新たなエネルギー制約に直面しており、化石燃料への依存度低減、エネルギー自給率の向上に向けて、再生可能エネルギーの導入促進とともに、省エネ・節電の徹底、エネルギー関連産業の振興等の総合的な取組の推進が課題となっています。

■目指す方向

- 中小企業・小規模事業者の事業活動活性化に向け、産業分野の特性に応じた支援を行うとともに、海外企業とのビジネスマッチングを支援し、アジアをはじめとした海外諸国での円滑な事業展開を促進します。
- 多様な産業や技術、人材が集積し、豊富な地域資源を有する滋賀の強みを活かして、様々な産業や企業、人のつながりの中から、「水・エネルギー・環境」「医療・健康・福祉」「高度モノづくり」「ふるさと魅力向上」「商い・おもてなし」の5つの切り口でのイノベーションの創出に取り組むとともに、本社機能や研究開発拠点機能を有する企業の誘致を進めるなど、滋賀発の力強い産業の創出を図ります。
- 本県の地域特性やポテンシャル等を踏まえた滋賀ならではのエネルギーの地産地消を推進するとともに、エネルギー関連産業の振興や、エネルギーの利用や供給の効率化に係る技術開発の促進を図ります。

■施策の展開

【施策1】 滋賀の潜在資源を活かした地域産業の育成と海外展開支援

【施策2】 これからの時代を切り拓くイノベーションの創出

【施策3】 地域主導による「地産地消型」「自立分散型」の新しいエネルギー社会づくり

■平成30年度（2018年度）の目標とする指標

14 海外支援拠点の利用件数

〔平成25年度 0件 → 平成30年度 20件（累計）〕

15 滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定数

〔平成25年度 5件 → 平成30年度 32件（累計）〕

16 本社工場、マザー工場、研究開発拠点立地件数

〔平成25年度 2件 → 平成30年度 8件（累計）〕

17 太陽光発電の導入量

〔平成25年度 21.3万kW → 平成30年度 42.2万kW〕

18 地域エネルギー創出支援件数

〔平成25年度 4件 → 平成30年度 15件〕

4 琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現

■現状と課題

- これまでの水質浄化対策の推進により、琵琶湖の富栄養化は抑制されてきましたが、琵琶湖流域では、在来魚介類の減少や水草の異常繁茂などの課題が生じているほか、琵琶湖を守る水源林では、ニホンジカ被害の増加や森林所有者の高齢化などによる林地境界の不明瞭化など様々な課題が生じています。
- 希少な野生動植物の絶滅のおそれや、外来生物の移入と定着、特定の野生鳥獣種の生息域の変化などにより、本来の生態系の維持が危ぶまれています。
- 稚魚の放流や外来魚の駆除、漁場と産卵繁殖場の整備・保全などの対策を実施しており、ニゴロブナやホンモロコなどの漁獲量は増加していますが、在来魚全体の漁獲量としては、年々減少しています。
- 低炭素社会の実現を目指す中、本県の温室効果ガス排出量は減少幅が縮小しており、特に、家庭・業務部門での削減が進んでいない状況にあります。また、資源循環の取組を推進し、循環型社会の形成につなげていく必要があります。
- 琵琶湖を健全な姿で次世代に引き継いでいくため、あらゆる世代を通じて継続的に環境学習に取り組み、環境保全行動へと繋ぐとともに、地域に根ざした取組を通じて「持続可能な社会を築く力」を育む必要があります。

■目指す方向

- 琵琶湖を健全な姿で次世代に引き継ぐために、「森～川～里～湖」という大きな視点から、これまでの水質保全対策に加えて、在来魚の回復をはじめとする琵琶湖流域生態系の保全・再生や、暮らしと湖の関わりの再生を進めるとともに、様々な生きものでにぎわう、生命あふれる自然環境の再生を進めます。
- 低炭素社会の実現を目指して、企業や家庭、個人が、自らのライフスタイルやビジネススタイルの転換を進め、節電や省エネ行動をさらに広げていくとともに、エコ交通の普及や再生可能エネルギーなどの導入促進を図ります。廃棄物については、可能な限り適正な循環的利用を行い、循環型社会の形成に向けて取り組みます。
- 環境への関心と問題解決能力を高め、持続可能な社会づくりに向けて主体的に実践行動できる人育てを目指し、ライフステージに応じた環境学習の充実を図るとともに、琵琶湖博物館や環境学習センターなど、環境学習の拠点機能を生かした取組を進めます。

■施策の展開

【施策1】 琵琶湖環境の再生・継承

【施策2】 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

【施策3】 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

■平成30年度（2018年度）の目標とする指標

（継続）19 琵琶湖漁業の漁獲量（外来魚を除く）

〔平成25年度 879トン（速報値） → 平成30年度 1,400トン〕

（継続）20 滋賀県域からの温室効果ガス排出量（1990年（平成2年）比）

〔平成23年度 △1.5% → 平成42年度 △50%〕

21 環境保全行動実施率

〔平成26年度 67% → 平成30年度 73%〕

5 豊かに実る美しい地域づくりと滋賀・びわ湖ブランドの発信

■現状と課題

- 農林水産業従事者の減少や高齢化等が進行しており、若者にとって魅力ある農林水産業にしていくことや、生産の場であるとともに多面的機能を有している農山漁村地域の活力の維持向上が課題となっています。
- 生産物価格の低迷や生産コストの増大など経営環境が悪化しており、担い手の規模拡大や経営改善、生産物の付加価値向上による所得の確保が必要となっています。
- 環境こだわり農業や「おいしが うれしが」キャンペーンの取組は拡大してきましたが、環境こだわり農産物の付加価値の向上や、近江米、近江牛、近江の茶、湖魚といった主要品目の県外向けの情報発信の強化とブランド力の一層の向上が必要です。
- 本県には、琵琶湖や豊かな歴史文化など、様々な地域資源があり、これまでから産学官が連携して情報発信に取り組んできましたが、民間によるブランド力調査では、依然として低い評価となっています。
- 観光客数は、長期的には増加傾向にありますが、大河ドラマの放映による増加や新型インフルエンザ発生による減少など、外的要因に影響を受けやすく、持続的な誘客が求められています。また、観光地としての滋賀の認知度が十分でなく、地域資源を活用した特色あるツーリズムをさらに展開していく必要があります。

■目指す方向

- 農林水産業の担い手の確保・育成とその経営体質の強化、安全・安心な農林水産物の生産・供給により、産業として競争力のある農林水産業の確立を図ります。農地や森林等の豊かな地域資源を適切に維持するとともに、その活用により、新たな魅力を創出・発信することで、農山漁村の活性化を図ります。
- 環境こだわり農産物をはじめとする農林水産物の流通・販売の促進や地産地消の取組を進めるとともに、「滋賀・びわ湖ブランド」として、滋賀ならではのブランド力の向上を図ります。
- 琵琶湖に代表される滋賀ならではの素材や強みを掘り起こし、観光ブランド「ビワイチ」の推進により、広く発信していくとともに、豊かな自然や歴史・文化の魅力を活かした特色あるツーリズムを展開し、さらに首都圏における情報発信機能を強化することにより、国内外から観光客の増加を図ります。

■施策の展開

【施策1】 滋賀の強みを活かした農林水産業振興と魅力ある農山漁村づくり

【施策2】 滋賀のブランド力向上と地産地消の推進

【施策3】 「滋賀ならではの」の特色を活かした、魅力あふれる観光の創造

■平成30年度（2018年度）の目標とする指標

22 新規就農者数

〔平成25年度 130人 → 平成30年度 400人（累計）〕

23 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組面積

〔平成25年度 33,062ha → 平成30年度 37,000ha〕

(継続) 24 環境こだわり農産物水稻栽培面積割合

〔平成25年度 39% → 平成30年度 50%〕

25 観光消費額

〔平成25年度 1,555億円 → 平成30年度 1,640億円〕

26 観光入込客数（延べ）

〔平成25年度 4,551万人 → 平成30年度 4,800万人〕

6 「文化とスポーツの力」を活かした元気な滋賀の創造

■現状と課題

- 国宝・重要文化財の指定件数が全国第4位と、質が高く豊かな歴史文化遺産を県内各地に有していますが、それぞれの地域で文化財等を守り、伝えてゆく力の衰退が懸念されています。
- 神と仏の美、近代・現代美術、アール・ブリュットなど、世界に誇りうる美の魅力が数多くあります。
- 成人の週1回以上の運動・スポーツの実施率も全国平均を下回っており、地域における運動・スポーツ活動を充実していくことが必要です。
- 平成32年（2020年）オリンピック・パラリンピック東京大会の開催や本県を本拠地とするプロスポーツチームの活躍などにより、県民のスポーツへの関心が高まっています。また、平成36年（2024年）に予定されている国民体育大会や全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、スポーツ施設の充実・確保や競技力の向上が課題となっています。
- 平成23年に施行された「スポーツ基本法」において、「障害者スポーツの推進」が明記され、障害のある人が気軽にスポーツに取り組める環境づくりが求められています。

■目指す方向

- 東京オリンピック・パラリンピックの開催効果を本県に取り込むため、参加国代表選手（団）の事前合宿を誘致し、県民との交流機会を設けるとともに、オリンピック憲章に基づき、本県の特徴ある文化の魅力を世界に発信するため、文化プログラムを展開します。
- 地域の歴史文化遺産の魅力を掘り起こし、積極的に発信するとともに、その保存・継承を支援します。神と仏の美やアール・ブリュットなど滋賀ならではの「美」の魅力を発信します。「美の滋賀」づくりをはじめ、創造的な地域づくりにつながる文化活動を支援します。
- すべての県民が日常的にスポーツを「する」「みる」「支える」ことができるよう、地域における運動・スポーツ活動を充実させるとともに、スポーツ環境の充実やプロスポーツチームとの連携を推進し、地域の活力を向上させます。国体・全国障害者スポーツ大会の開催に向け、競技力の向上に努め、本県出身のトップアスリートを育成します。

■施策の展開

【施策1】 東京オリンピック・パラリンピックで元気な滋賀づくり

【施策2】 地域を元気にする文化振興と「美の滋賀」づくり

【施策3】 県民が元気になるスポーツ振興と県民総参加による国体・全国障害者スポーツ大会の開催

■平成30年度（2018年度）の目標とする指標

- 27 文化やスポーツを楽しめるまちづくりに満足している県民の割合
〔平成25年度 34.6% → 平成30年度 50.0%〕
- 28 1年間に文化創作活動を行ったことのある県民の割合
〔平成25年度 71.4% → 平成30年度 73.6%〕
- 29 1年間に芸術文化を鑑賞したことのある県民の割合
〔平成25年度 77.3% → 平成30年度 83.4%〕
- 30 文化財の指定件数
〔平成25年度 1,325件 → 平成30年度 1,365件〕
- 31 成人の週1回以上のスポーツ実施率
〔平成25年度 45.2% → 平成30年度 全国平均以上〕
- 32 障害者スポーツ県大会およびスペシャルスポーツカーニバルの参加人数
〔平成25年度 1,527人 → 平成30年度 2,000人〕

7 人や「もの」が行き交う活力ある県土づくりと安全・安心社会の実現

■現状と課題

- 平成 35 年（2023 年）には、新名神高速道路の大津－高槻間の開通が予定されているほか、スマートインターチェンジの設置が進むなど、広域高速道路網の利便性が向上する一方で、県内道路の整備率の低さが課題となっています。また、路線バスの輸送人員が減少傾向にあるなど、鉄道沿線以外の地域における公共交通手段の確保が求められています。
- 高度経済成長期に建設された橋梁、トンネルなどの道路施設をはじめ、ダム、河川管理施設、砂防関係施設、公園施設、その他の公共施設などの社会資本の老朽化が進んでおり、その維持管理や更新が課題となっています。
- 琵琶湖西岸断層帯等による直下型地震や南海トラフ巨大地震、異常気象の続発による想定を超えた水害・土砂災害の発生などが危惧されているほか、福島第一原発事故を契機として、原子力災害に対する県民の不安が高まっており、防災対策の充実・強化が求められています。
- 振り込め詐欺等による高齢者の被害や、インターネットを悪用した消費者被害・相談の増加に加え、女性に対するわいせつ事犯や自転車盗など、生活に身近な犯罪が、依然として多発しており、県民の治安に対する不安は高くなっています。
- 子どもや高齢者が関係する交通事故が多発しており、通学路や身近な道路を中心とした交通安全対策の強化、世代を問わない交通安全意識の底上げなどが求められています。

■目指す方向

- 滋賀の「地の利」を活かした広域交通のあり方の検討や、県内産業の活性化と地域間交流促進のための道路整備、バス利用環境の維持・改善、まちづくりとともに進める L R T 等新交通システムの検討など、地域を支える公共交通ネットワークの整備を推進するとともに、老朽化した社会資本の維持管理や更新を戦略的・計画的に進めます。
- 平成 27 年度完成予定の危機管理センターを中心に、市町との連携を強化しながら、様々な危機事案への対応能力の向上を図ります。災害時に備えた強い交通網や避難場所となる都市公園の整備、流域治水政策、土砂災害対策等を推進するとともに、巨大地震や原子力災害への備えを充実します。併せて、自助・共助による地域防災力の強化を図ります。
- 関係団体等による重層的な防犯ネットワークを構築し、その支援を行うこと等で、県民全体の自主防犯意識や交通安全意識、社会規範意識の向上を図るとともに、通学路や身近な道路を中心とした交通安全対策を推進します。また、多様化するサイバー犯罪など、新たな犯罪に対応します。

■施策の展開

【施策1】 交通ネットワークの充実と社会インフラの戦略的維持管理

【施策2】 災害に強い県土づくりと、自助・共助による地域防災力の向上

【施策3】 犯罪の起きにくい社会づくりと事故のない交通環境の構築

■平成30年度（2018年度）の目標とする指標

33 個別インフラごとの長寿命化計画の策定

〔平成25年度 9計画 → 平成30年度 33計画〕

34 鉄道輸送人員

〔平成24年度 357,617人 → 平成30年度 362,981人〕

35 土砂災害警戒区域指定率

〔平成25年度 73.3% → 平成30年度 100%〕

36 危機管理センターにおける研修等の受講者数

〔平成25年度 ー人 → 平成30年度 延べ3,600人（累計）〕

（継続）37 人口1万人あたりの刑法犯認知件数

〔平成25年度 108.8件 → 平成30年度 全国平均以下〕